

ID: 261

担当部署: 建設水道課

処分の概要	分担金の徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	村田町農業集落排水事業分担金条例施行規程 第4条第4項		
例規番号	令和元年企業管理規程第4号		
【基準】			
<p>第4条の規定による。 (分担金の徴収猶予)</p> <p>第4条 条例第6条の規定による分担金の徴収の猶予を受けようとする者は、農業集落排水事業分担金徴収猶予申請書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、別表第1に定める基準に従いその可否を決定し、農業集落排水事業分担金徴収猶予決定通知書(様式第3号)により当該受益者に通知するものとする。</p> <p>3 分担金の徴収猶予の期間は、1年を限度とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、1年を限度とし、その期間を延長することができる。</p> <p>4 管理者は、分担金の徴収の猶予を受けた受益者について、徴収の猶予を継続することが適当でないと認めるときは、その徴収の猶予を取り消し、農業集落排水事業分担金徴収猶予取消通知書(様式第4号)により当該受益者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日